

常任委員会

第69号議案・白石市議会の議員及び白石市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例の一部を改正する条例から第71号議案・白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの3議案について、定例会2日目（12月7日）の本会議で質疑が行われた後、総務財政常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で議論されたおもな内容は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 四竈 英夫
副委員長 佐久間 儀郎
委員 伊藤 勝美・沼倉 啓介
平間 知一・安藤 佳生

◎第69号議案・白石市議会の議員及び白石市長の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕この改正条例では、平成24年4月1日以後当分の間適用しないとしているが、「当分の間」とした理由は、

〔答弁〕電子投票に関して、国が積極的に取り組む姿勢が見え、電子投票機を扱う企業が増え、機器の価格に競争原理が働くようになるまで適用を見合わせるため、当分の間としている。

〔質疑〕市長選挙に限定して適用しないようにすることは考えなかったのか。

〔答弁〕現時点で、国の電子投票に関する情勢がなかなか見えず、進展も見込めないことから、当分の間とした。

◎第71号議案・白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

〔質疑〕これまで人事院勧告を実施する場合、4月にさかのぼって適用していたが、今回は翌年1月1日施行とした理由は、

〔答弁〕平成23年3月11日の東日本大震災で職員に土日勤務などで負担をかけたこともあり、職員の士気を高める意味でも4月1日にさかのぼらず、翌年1月1日からの施行とし、あわせて隣接自治体との整合性を図ることとした。

〔質疑〕政策的配慮で他自治体との差別化を図り職員の士気をさらに高める方法もあるのではないか。

〔答弁〕政府が国家公務員給与を平均7.8%減額する法案を提出し、人事院勧告の実施見送りを決めたことなど、国の動向が不透明のため、地方自治体は人事院勧告の取り扱いに苦慮していた。そのような状況の中、最終的には市長の政策的な判断で、周辺自治体と足並みをそろえ、東日本大震災を考慮し、特例的に翌年1月1日施行とした。

討論

第71号議案・白石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

反対

水落 孝子

本条例は50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた給与表の引き下げで、月例給の平均で789円、0.23%の引き下げと説明を受けている。

反対の理由として、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、官民給与を調査した上で精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っているが、人事院勧告は、宮城・岩手・福島の3県公民較差のデータがない中で、月例給については全国的データで民間給与が公務員給与を下回ることを根拠とする一方、ボーナスなどの特別給では公務員給与が民間を下回っているにもかかわらず据え置くという極めて不当な判断をしている。

次に、50歳代を中心に40歳代以上を対象とすることは、生活実態や生計費原則を無視

した年齢差別とも言つべき賃金削減であり、認めるわけにはいかない。

雇用状況が依然として厳しい状況の中で、給料の引き下げ合戦は今後どこまで続くのか。高い方を低い方に合わせたいだけの繰り返しだけではなく、最低賃金の引き上げと中小零細企業への支援策をあわせて実施することや低い方を引き上げていく政策、これこそが必要だと考える。

GDPの6割を占める個人消費を上げることが経済回復の要である。「賃上げでこそ景気回復」は働く人たちの願いであり、低迷する地域経済を立て直し、あわせて財政も立て直すものと考ええる。

また、大震災被害者はもとより、多くの市民が明日への暮らしの再生に向かって歯を食いしばって頑張っているのが今日の状況である時に、公務員バッシングを初めとする弱い者同士の引つ張り合いをするようなことを誘導して負の連鎖を進めることほど、時代の要請に逆行した政治はないと考える。

よって、本案に反対である。